

閲覧用

令和 8 年 4 月臨時会

(4 月 2 3 日招集)

和水町議会会議録

令和8年4月和水町議会臨時会目次

○4月23日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため出席した事務局職員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
開会・開議	2
日程第1 仮議席の指定	2
日程第2 議長選挙	3
日程第3 会議録署名議員の指名	4
日程第4 会期の決定	4
日程第5 副議長の選挙	5
日程第6 議席の指定	6
日程第7 常任委員会委員の選任	6
日程第8 議会運営委員会委員の選任	7
日程第9 政治倫理調査会委員の選任	7
日程第10 有明広域行政事務組合議会議員の選挙	8
日程第11 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	9
日程第12 熊本県後期高齢者医療広域連合議員の選挙	10
日程第13 所信表明	11
日程第14 承認第3号 専決処分の承認について （和水町税条例の一部を改正する条例）	14
日程第15 承認第4号 専決処分の承認について （和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	18
日程第16 承認第5号 専決処分の承認について （令和7年度和水町一般会計補正予算（第11号））	20
日程第17 同意第2号 監査委員の選任について	21
日程第18 議員派遣の件	22
追加日程第1 閉会中の継続調査について	22
閉会	23

4 月 23 日 (木曜日)

令和8年4月和水町議会第2回臨時会会議録

令和8年4月23日和水町議会第2回臨時会を議場に招集された。

1. 令和8年4月23日午後1時00分招集

2. 令和8年4月23日午後1時00分開会

3. 令和8年4月23日午後3時31分閉会

4. 会議の区別 臨時会

5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(12名)

1番 坂本正貴	2番 池田精一郎	3番 北川雅和
4番 亀崎清貴	5番 木原泰代	6番 白木淳
7番 齊木幸男	8番 高木洋一郎	9番 秋丸要一
10番 蒲池恭一	11番 竹下周三	12番 坂本敏彦

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	有働和明	書記	深草恵美
------	------	----	------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	石原佳幸	教育長	米田加奈美
総務課長	坂口圭介	まちづくり課長	野田敏治
建設課長	牧野秀彦	税務課長	中嶋啓晴
住民環境課長	上原克彦	デジタル行政推進課長	大山和説
保健子ども課長	永田雅裕	福祉課長	新木隆
農林振興課長	益永浩仁	農業委員会局長	横手俊幸
地域振興課長	鍋島忠隆	学校教育課長	中原寿郎
社会教育課長	樋口恭子	特養施設長	前淵康彦
病院事務部長	石原康司	会計管理者	中山寛久

12. 議事日程

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 副議長の選挙

- 日程第6 議席の指定
- 日程第7 常任委員会委員の選任
- 日程第8 議会運営委員会委員の選任
- 日程第9 政治倫理調査会委員の選任
- 日程第10 有明広域行政事務組合議会議員の選挙
- 日程第11 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第12 熊本県後期高齢者医療広域連合議員の選挙
- 日程第13 所信表明
- 日程第14 承認第 3号 専決処分の承認について
(和水町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第15 承認第 4号 専決処分の承認について
(和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第16 承認第 5号 専決処分の承認について
(令和7年度和水町一般会計補正予算(第11号))
- 日程第17 同意第 2号 監査委員の選任について
- 日程第18 議員派遣の件
- 追加日程第1 閉会中の継続調査について

開会 午後1時00分

○議会事務局長(有働和明君) それでは、始めさせていただきます。よろしくお願いします。
御起立ください。こんにちは。お座りください。

議会事務局長の有働と申します。本臨時会は、一般選挙後初めて開催される議会となります。
現在、議長は不在でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長を務めることとなっております。したがいまして、出席議員の中で秋丸要一議員が年長議員でございますので、御紹介をいたします。

秋丸議員、議長席へお願いします。

○臨時議長(秋丸要一君) 皆様、こんにちは。ただいま紹介されました秋丸要一です。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。議長の選挙までの限られた時間ではありますが、議員各位の御協力によりまして、無事任務を果たしてまいりたいと思っておりますので、何とぞ格段の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから令和8年第2回和水町議会臨時会を開会します。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長(秋丸要一君) 日程第一、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（秋丸要一君） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○臨時議長（秋丸要一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○臨時議長（秋丸要一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

議長に8番、坂本敏彦議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました坂本敏彦議員を和水町議会議長の当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○臨時議長（秋丸要一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました坂本敏彦議員が当選されました。

坂本敏彦議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

議長に当選されました坂本敏彦議員に、議長当選の承諾及び就任の挨拶を求めます。

坂本敏彦議員は登壇してください。

○議長（坂本敏彦君） 皆様、こんにちは。坂本敏彦でございます。

このたび、議員各位の御推挙を賜り、満場一致をもって私、坂本敏彦が和水町町制施行20周年の節目に、和水町議会第7代目議長の要職に就かせていただきました。身に余る光栄であるとともに、職責の重さに身の引き締まる思いをしているところでございます。これもひとえに議員各位の御支援によるものと、心から感謝申し上げます。

この議長の職責を全うすべく、本町議会の円滑な運営と、さらなる発展のために誠心誠意取り組み、組んでまいるのでございますので、議員各位におかれましては、御支援、御協力をお願い申し上げます。

さて、現在、中東情勢をはじめとする緊迫した国際社会の動向は、エネルギー価格の不安定化や原材料費の高騰は、物価高、物価高騰という目に見える形で町民の皆様の暮らしを直撃し、地

域経済に深刻な影を落としています。食料品から資材に至るまで、あらゆるコストが上昇する中で、生活に不安を感じている方々も少なくありません。こうした閉塞感がある今こそ、出口の見えない物価高は、町民の皆様の家計に多大なる不安を与えています。

このような状況の中、2期目の石原町政がスタートいたしました。「未来につながる和水の挑戦、次なる一步へ！」をテーマとし、7つの政策を掲げられ、その実現に向け、様々な施策や事業を数多く提案され、課題解決に向けてしっかりと取り組んでいかれるものと思います。

議会は、議員各位が持つ多様な視点と、町民から託された貴い声をまとめ、活発な議論を重ね、よりよい方向を決定する議決機関として重要な役割を担っております。私は議長として、町民の皆様が住みやすいまちづくりを目指し、議会秩序の維持、公平公正な議会運営に努め、町発展のために精いっぱい努力していく所存でございます。

結びに、和木町のさらなる発展と石原町長をはじめ執行部の皆様、町民の皆様並びに議員各位の御健勝を心より御祈念申し上げ、就任の御挨拶とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○臨時議長（秋丸要一君） 議長就任の挨拶が終わりました。これで、臨時議長の職務は全部終了いたしました。

議長を交代する前に一言申し上げます。

先ほど指名推選により、坂本議員が議長に当選されました。議長就任おめでとうございます。これから4年間、大変お世話になります。坂本議長におかれましては、町発展のため、中立・公正・公平の立場で議会運営を進めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議長を交代いたします。

○議長（坂本敏彦君） それでは、これより私が議長の職務を執らせていただきます。議員の皆様のお協力をお願いいたします。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（坂本敏彦君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番、坂本正貴議員、2番、池田精一郎議員を指名します。

日程第4 会期の決定

○議長（坂本敏彦君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（坂本敏彦君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第5 副議長の選挙

○議長（坂本敏彦君） 日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（坂本敏彦君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（坂本敏彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に竹下周三議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した竹下周三議員を和水町議会副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（坂本敏彦君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した、指名しました竹下周三議員が当選されました。

ただいま副議長に当選されました竹下周三議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

副議長に当選されました竹下周三議員に、副議長の当選の承諾及び就任の挨拶を求めます。

竹下周三議員は登壇してください。

○副議長（竹下周三君） このたびは、議員各位の御推挙を賜り、副議長の重責を負わせていただくこととなりました。光栄であると同時に、使命の重さに改めて強い決意をしたところでございます。

議会は町民の声や課題を議会に持ち込み、政策や市政に反映させることが最も大切な役割であります。そのためには、議会内の融和と結束が不可欠であります。信頼と対話を重んじ、議会の一体感を高めることに全力で取り組んでまいります。

また、議長を補佐し、議会運営の安定と活性化を図るとともに、いかなる課題にも迅速かつ的確に対応できる体制づくりに尽力いたします。どうか議員各位におかれましては、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、就任の所信といたします。

令和8年4月23日、竹下周三。

○議長（坂本敏彦君）　しばらく休憩します。休憩中に議席をお代わりください。

休憩　午後1時16分

再開　午後1時18分

○議長（坂本敏彦君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6　議席の指定

○議長（坂本敏彦君）　日程第6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元にお配りした議席表のとおり指定します。

日程第7　常任委員会委員の選任

○議長（坂本敏彦君）　日程第7、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（坂本敏彦君）　異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員は、お手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定いたしました。ただいま選任されました各常任委員の方々は、休憩中にそれぞれ委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告をお願いします。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩　午後1時20分

再開　午後1時21分

○議長（坂本敏彦君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員会における正副委員長の互選の結果について報告します。

総務経済常任委員長、秋丸要一議員、副委員長、蒲池恭一議員。厚生文教常任委員長、齊木幸男議員、副委員長、木原泰代議員。広報広聴常任委員会委員長、亀崎清貴議員、副委員長、坂本正貴議員。

以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

日程第 8 議会運営委員会委員の選任

○議長（坂本敏彦君） 日程第 8、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

お手元にお配りした名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（坂本敏彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、お手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま選任された委員の方々は、休憩中に委員会を開き、正副委員長の内選を行い、その結果報告をお願いいたします。

しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時 23 分

再開 午後 1 時 26 分

○議長（坂本敏彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会における正副委員長の内選の結果について御報告いたします。

委員長に高木洋一郎議員、副委員長に秋丸要一議員。

以上のとおり決定しました。よろしくお願いいたします。

日程第 9 政治倫理調査会委員の選任

○議長（坂本敏彦君） 日程第 9、政治倫理調査会委員の選任を行います。

お諮りします。

政治倫理調査会委員の選任については、政治倫理に関する条例第 11 条第 2 項の規定によって、議長が会議に諮って選任することになっております。

お手元にお配りしたとおり選任したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（坂本敏彦君） 異議なしと認めます。

したがって、政治倫理調査会委員は、お手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定しました。

正副会長が決定していますので、報告させていただきます。政治倫理調査会における正副会長の内選の結果について報告いたします。

会長に白木淳議員、副会長に木原泰代議員。

以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

日程第10 有明広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長（坂本敏彦君） 日程第10、有明広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（坂本敏彦君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（坂本敏彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

有明広域行政事務組合議会議員の指名を行います。有明広域行政事務組合議会議員に北川雅和議員、池田精一郎議員、以上の方々を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方々を有明広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（坂本敏彦君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名いたしました北川雅和議員、池田精一郎議員、以上の方々が有明広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、有明広域行政事務組合議会議員に当選されました北川雅和議員、池田精一郎議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。当選の承諾と、就任の挨拶を求めます。

3番 北川議員

○3番（北川雅和君） 皆さん、こんにちは。ただいま御推薦いただきました北川雅和です。

有明行政2市4町の和水町の代表として精いっぱい努めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

2番 池田議員

○2番（池田精一郎君） 皆さん、こんにちは。池田精一郎でございます。議長のお許しをいただき、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、和水町議会議員の代表といたしまして、有明広域行政事務組合議員としてこの場に

立たせていただきましたことに、身が引き締まる思いでございます。広域行政の果たす役割の重要性をしっかりと認識し、和水町2市4町の発展となるよう、責任ある役割を果たしてまいります。皆様方の御指導、御協力のほう、どうぞよろしくお願い申し上げます。お世話になります。

日程第11 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（坂本敏彦君） 日程第11、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（坂本敏彦君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（坂本敏彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

初めに、選挙管理委員会委員の指名を行います。選挙管理委員会委員に木下龍二君、松尾幹也君、吉田広志君、中嶋孝教君、以上の方々を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方々を、選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（坂本敏彦君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました木下龍二君、松尾幹也君、吉田広志君、中嶋孝教君、以上の方々が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会補充員の指名を行います。

選挙管理委員会補充員に1番、豊後正弘君、2番、隈部久美子君、3番、今村洋二君、4番、池田誠也君、以上の方々を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方々を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（坂本敏彦君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました1番、豊後正弘君、2番、隈部久美子君、3番、今村洋二君、4番、池田誠也君、以上の方々が選挙管理委員会補充員に当選されました。

日程第12 熊本県後期高齢者医療広域連合議員の選挙

○議長（坂本敏彦君） 日程第12、熊本県後期高齢者医療広域連合議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（坂本敏彦君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（坂本敏彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の指名を行います。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に、石原佳幸町長を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（坂本敏彦君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました石原佳幸町長が、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

石原佳幸町長が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。当選の承諾と就任の挨拶を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 皆様、改めましてこんにちは。町長の石原でございます。

このたび、熊本県後期高齢者医療広域連合議員として御推挙を賜り、就任をいたしました。大変光栄であると同時に、その責任の重さを強く感じております。

高齢者の皆様が安心して医療を受け、この住み慣れた地域で健やかに暮らし続ける環境づくりに向けまして、現場の声に真摯に耳を傾け、公正かつ的確な議論に努めてまいります。皆様の御指導と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（坂本敏彦君）　ここで、しばらく休憩いたします。

休憩　午後 1 時37分

再開　午後 2 時45分

○議長（坂本敏彦君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13　所信表明

○議長（坂本敏彦君）　日程第13、所信表明。

ここで、去る 3 月22日に執行されました和水町長選挙において当選を果たされました石原町長に所信表明をお願いいたします。

石原町長

○町長（石原佳幸君）　皆様、改めましてこんにちは。

本日は令和 8 年第 2 回和水町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中御出席を賜り、心より感謝を申し上げます。

開会に当たりまして、一言御挨拶と私の所信の一端を申し上げます。

まず、先日の和水町議会議員選挙により、新たに12名の議員の皆様が誕生されたことに心からお祝いを申し上げます。誠におめでとうございます。町民の負託を受けられた皆様と共に、この議場で議論を重ね、和水町の未来を切り開いていけることを大変心強く感じております。

また、私もこのたびの町長選挙におきまして、町民の皆様の温かい御支援と御支持をいただき、2 期目の町政運営を担わせていただくこととなりました。その一票一票の重みを胸に刻み、改めてその責任の大きさに身の引き締まる思いでございます。町民の皆様の期待に応えることはもとより、その期待を上回る成果を形にしていくことこそが、私に課せられた使命であると強く認識しております。

1 期目においては、住みたい、住み続けたいまちづくりを基本理念に掲げ、子育て支援、教育環境の充実、地域経済の維持、防災、失礼しました、防災体制の強化など着実に取組を進めてまいりました。これらは、議員各位、そして町民の皆様の御理解と御協力なくしては成し得なかったものであり、改めて深く感謝を申し上げます。

その中で、直近 2 年間ににおいては、転出を上回る転入、いわゆる社会増を実現するなど、和水町の魅力が少しずつ形となって現れてきております。しかしながら、人口減少、少子高齢化、地域経済の縮小といった課題は、依然として大きく私たちの前に横たわっています。むしろ、今後はこれまで以上に難しいかじ取りが求められる時代に入っていくものと認識しております。

だからこそ、2 期目は、これまでの取組を単に継続するのではなく、検証し、磨き上げ、そして次の段階へ引き上げる進化の 4 年間にしなければならないと考えております。町民の声に真摯に耳を傾け、現場に足を運び、課題の本質を見極める、その上で議員各位、そして職員と丁寧に議論を重ねながら、将来世代に責任を持つ町政運営を進めてまいります。

ここで改めてまちづくり7つの政策について申し上げます。

これらは単なる施策の羅列ではなく、和水町の未来像を具体化するための7つの柱であります。

第1に、安全・安心な暮らしを守るでございます。町民の皆様が日々安心して暮らすことができる環境を整えることは、町政運営の最も基本となる責務であります。近年、感染症の拡大や自然災害の激甚化など、私たちの生活を取り巻くリスクは多様化しております。こうした状況に的確に対応するため、平時からの備えを重視し、地域の危機管理体制と感染症対策の強化に取り組んでまいります。

また、誰もが安心して医療や福祉サービスを受けられるよう、地域医療体制の充実と健康づくりの推進を図り、高齢者をはじめ、全ての世代が健康で暮らせる環境づくりを進めてまいります。

さらに、地域の防犯力向上を図るため、防犯設備の整備や見守り体制の強化を強め、安心で安全な地域社会の形成を目指してまいります。加えて、感染症や災害など緊急時においても、町民生活や地域経済を守るため、生活支援や事業継続支援体制の充実と行政サービスの継続性確保に努めてまいります。

第2に子育て支援、教育環境の充実でございます。

次の世代を担う子供たちの健やかな成長を支えることは、本町の未来を築く上で最も重要な取組の一つであります。少子化の進行や子育て世帯の負担増など、子供を取り巻く環境は大きく変化しております。こうした状況に対応するため、子育て世代が安心して子供を産み育てることができる環境づくりを進め、経済的負担の軽減と教育環境の充実を柱として、施策を推進してまいります。

まず、給食費の無償化を継続し、子育て世帯の負担軽減を図るとともに、子供たちに安心・安全で栄養バランスの取れた学校給食を提供してまいります。また、出生祝い金の拡充や保育料の軽減などにより、安心して子育てができる環境を整備し、子育て応援のまちとしての取組をさらに充実させてまいります。

教育分野においては、ICTを活用した教育環境の整備や、国際理解の教育の推進により、多様な学びの機会を確保し、子供たちの可能性を広げてまいります。さらに、放課後児童クラブの充実や、子供の居場所づくりを進め、安心して過ごせる環境の整備に取り組んでまいります。

第3に、活気とにぎわいを生むまちづくりでございます。

人口減少が進む中、地域の活力を維持し、持続的な発展を図るためには、定住人口の確保と交流人口の拡大が不可欠であります。そのため、宅地造成や若者定住促進住宅の整備、住宅取得支援などを通じて、安心して暮らせる住環境の整備を進め、若者や子育て世代の定住促進を図ってまいります。

また、地域資源を生かしたブランド化や特産品の魅力発信、三加和温泉や江田船山古墳など観光資源の磨上げに取り組み、本町の魅力を広く発信し、交流人口の拡大につなげてまいります。

さらに、交通インフラや生活基盤の整備を進めることで、利便性の向上を図り、地域全体の活性化を推進してまいります。

第4に、高齢者の方々が安心して暮らせる環境づくりでございます。

高齢者の皆様が住み慣れたこの地域で安心して暮らし続けられる環境の整備は、誰もが安心して暮らせるまちづくりの基本であります。高齢化の進行に伴い、医療・介護・福祉のニーズはますます高まっております。こうした状況を踏まえ、関係機関との連携を強化し、地域包括ケア体制の充実に取り組んでまいります。

また、移動手段の確保や買物支援など、日常生活を支える取組を進めるとともに、介護サービスの充実を図ってまいります。

さらに、健康づくりや予防医療の推進により健康寿命の延伸を図り、誰もが生き生きと暮らせる環境づくりを進め、加えて、地域で支え合う仕組みづくりを推進し、孤立を防ぐ取組を進めてまいります。

第5に、農林業や商工業の支援と活性化でございます。

地域経済の基盤である農林業及び商工業の振興は、持続可能なまちづくりにおいて極めて重要であります。担い手不足や市場環境の変化などにより、地域産業を取り巻く状況は厳しさを増しております。こうした課題に対応するため、産業の支援、そして活性化に取り組んでまいります。

農業、畜産業においては、生産性の向上や品質向上に向けた支援を行うとともに、新たな担い手の確保・育成に取り組んでまいります。また、商工業者への支援や創業支援を通じて地域経済の活性化を図り、地元産業の持続的な発展を後押ししてまいります。

さらに、ICTの活用や企業誘致を推進し、多様な働く場の創出と雇用の確保に努めてまいります。

第6に、災害に負けないまちづくりでございます。

町民の皆様の生命と財産を守るため、防災・減災対策の強化は喫緊の課題であります。近年自然災害の激甚化・頻発化が進んでおり、これまで以上に強固な防災体制の構築が求められております。こうした状況に対応するため、防災体制の強化と、道路や河川などのインフラ整備を進めてまいります。

具体的には、防災施設や避難所の機能強化を図るとともに、迅速な避難行動につながる体制の整備を進めてまいります。

また、消防団や自主防災組織の活動支援を行い、地域防災力の向上に取り組んでまいります。

さらに、災害情報の迅速かつ的確な伝達体制を整備し、町民の安全確保に努めてまいります。

最後、第7に、町民に信頼される役場づくりでございます。

町民に信頼される行政運営を実現することは、持続可能なまちづくりの基盤であります。社会環境の変化や行政ニーズの多様化が進む中、効率的で透明性の高い行政運営が求められております。こうした課題に対応するため、行政改革とサービス向上に取り組んでまいります。

具体的には、事務事業の見直しや業務の効率化を進めるとともに、デジタル技術を活用したDXの推進により、行政サービスの向上を図ってまいります。

また、広報やSNSなどを活用した情報発信の充実により、町民との情報共有を図り、開かれた行政運営を推進してまいります。

さらに、町民参加と協働によるまちづくりを進め、地域の力を生かした行政運営に努めてまい

ります。

以上、7つの柱を基軸として、私は和水町が選ばれるまちから選ばれ続けるまちへ、そして誇りを持てるまちへ発展していくよう全力で取り組んでまいります。町政の主役は、町民の皆様でございます。行政はその思いを受け止め、形にしていくために存在しております。一人一人の声は小さくとも、その積み重ねこそが、まちの未来をつくる原動力であります。議員各位、そして職員と力を合わせ、対話を重ね、ときに困難な課題にも真正面から向き合いながら、これまで築いてきた和水町の歩みを次の世代へと確実につないでまいります。

2期目の町政運営に当たり、私はここにお誓いをいたします。継続すべきものは、より力強く前へ、変えるべきものは勇気を持って変えていく。そして、常に町民の視点に立ち、未来に責任を持つ政治を貫いてゆく。この覚悟をもって、町政運営に全身全霊で取り組んでまいります。

以上をもちまして、私の所信表明といたします。

○議長（坂本敏彦君） 石原町長におかれましては、和水町の振興・発展のため御尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第14 承認第3号 専決処分の承認について

（和水町税条例の一部を改正する条例）

○議長（坂本敏彦君） 日程第14、承認第3号「専決処分の承認について（和水町税条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

中嶋税務課長

○税務課長（中嶋啓晴君） 承認第3号「専決処分の承認について」、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年4月23日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

今回の専決処分は、地方自治法等の一部を改正する法律、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令、平成、失礼しました。令和8年3月31日に公布され、原則として同年代、同年4月1日から施行されることとなるため条例の改正を行う必要があり、和水町税条例の一部を改正する条例を令和8年4月1日付で専決処分を行ったものです。

6ページ下段の附則を御覧ください。

施行期日第1条、この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規則は、当該各号に定める日から施行する。

1号、第36条の2、第1項ただし書。第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の2の、3の2、第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定。令和9年1月1日。

2号、第63条の規定、改正規定及び附則第3条第2項の規定。令和9年4月1日。

3号、第34条の7、第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定。附則第9条の2の改

正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定。令和10年1月1日。

4号、附則第7条の4の改正規定及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定。金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日。

主な改正内容につきましては、新旧対照表で御説明をいたします。次項ページ、新旧対照表1ページを御覧ください。

納税証明事項、第18条の3につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴うもので、種別割から軽自動車税に改正しております。

2ページを御覧ください。

中段に、所得割の課税標準、第33条の第3項では、上場株式等の配当所得の除外のことですけれども、大口株主は除くと改正されました。同号口の箇所になります。

寄附金税額控除、第34条の7では、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正がされております。

2ページを飛ばして5ページをお願いします。

個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書第36条の3の3では、公的年金受給者の扶養親族申告書の範囲の見直しにより、申告内容資料を年金支払者を通して町に提出しなければならないと規定をされております。

1ページ飛ばして7ページ中段を御覧ください。固定資産税の免税点です。

第63条では、家屋評価額の免税額が20万円から30万円に、償却資産が150万円から180万にそれぞれ引き上げられております。

軽自動車税の納税義務者等、第80条から14ページ上段までの改正は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴うもので、削除条項と種別割から軽自動車税の文言改正、それと項ずれの改正を行っております。

14ページ中段から、附則の改正となっております。まず、特定一般医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例ということで、第6条では令和9年度とされていたものが、期限の撤廃をしております。

15ページ、個人の町民税の住宅借入金等特別控除税額、控除税額控除。第7条の3では、令和20年度から令和25年度までの適用延長、それと改正前の第7条の3の2を溶け込ませて、第7条の3項として1項にまとめております。

16ページ中段の、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例第8条では、肉用牛売却に係る免除期間、免除適用期間を令和12年度までに延長。

17ページ、個人の住民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等、第9条の2では、先ほど説明いたしました復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う附則の改正を行っております。第10条の2では、項ずれの改正を行っております。

ページを飛んでいただいて、21ページを御覧ください。

中段に、附則第10条の3、第16項ですが、改修実演芸術公園施設から改修特別特定建築物に文

言改正を行っております。

22ページから25ページは、軽自動車税環境性能割廃止に伴う附則条項の削除や文言改正を行っております。

26ページ、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例、第16条の3から27ページの中段、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例第17条までは、住宅控除関係の第7条の3の2を溶け込ませて、第7条の3項として1項にまとめたことによる削除項となっております。

28ページ、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の特例、第17条の2項ですけれども、優良住宅を譲渡した場合の適用期間を令和8年度から令和11年度に延長しております。

1ページ飛んでいただいて、30ページ下段を御覧ください。

特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人町民税の課税の特例、第19条の3ですけれども、特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税は、100分の3に相当する額を町民税の所得割とする改正を行っております。

32ページ下段の特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の特例、町民税の課税の特例第20条の2から最終ページ、35ページまでの改正は、先ほど御説明いたしました住宅控除関係2項を1項にまとめたことによる、第7条3の2、第1項の削除改正といたしております。

以上で、承認第3号「専決処分の承認について」の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂本敏彦君） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番 亀崎議員

○4番（亀崎清貴君） 4番、亀崎でございます。ただいま御説明をいただきました承認第3、和水町税条例の一部改正について御質問させていただきます。

先ほど全協ですとか、今の担当課長の御説明で、7ページのところの金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部改正について、総務省のほうから今回通知が来て、変更を上げておられますけれども、その中でまだ法律が定まってない。ですので、第何号とかいう各政府だったら省、各省庁のほうからの番号等も入ってない状態で、施行期日が翌々年の1月1日、急いで今回上げる理由は何なんでしょうか。もうちょっと国の動向を踏まえて、時間をかけてやられてもいいんじゃないかというふうに考えるんですけども、その辺お答えいただければと思います。

○議長（坂本敏彦君） 執行部の答弁を求めます。

中嶋税務課長

○税務課長（中嶋啓晴君） ただいまの御質疑お答えいたします。

この部分が、施行期日が10年の1月1日とか、将来のことに対して、今、条例改正の議案を予定しているところですけども、まだ金融省庁あたりの先ほどの御質疑でありましたとおり、空白号というところも、総務省から、こういった理由というのは指示が来てない状況でございますけれども、私のほうから、こういった形でこういった形で空白号であるのかというのを調べた結

果、総務省の省令に対しまして通達があつておりまして、条例改正して広く住民の方に周知する期間、そういったものもあるという話をお聞きしました。

それと、この空白号は、どうしても間に合わなかった部分は、後日条例に溶け込ませて改正をしてもらうような形の通達もあっている状況でございます。そういったところで、こちらのほうは上程をさせていただいたところでございます。

以上です。

4 番 亀崎議員

○4 番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。

空白号で上げるという行為がちょっと私の中でいかなものかなというところの疑念があつて、そしてまた10年の1月1日というところで、すぐすぐ急ぐ必要もないのかなというところで質問させていただいているんですけども、町民の方々に対する周知期間というところで今回上げてらっしゃるということですけど、これ近隣市町も同じような形で今回上げてらっしゃるんですか、その辺は調べてらっしゃいますか。調べてるか調べてないかだけでもいいので、お答えいただければと思います。

○議長（坂本敏彦君） 執行部の答弁を求めます。

中嶋税務課長

○税務課長（中嶋啓晴君） この有明圏域の4町部分は、同時に一緒に読合せを行っているところです。ほかの4町も、直近の議会のほうに提出するという話で協議をいたしているところです。

以上です。

4 番 亀崎議員

○4 番（亀崎清貴君） 協議を4町でされたということですけど、そのとき、その空白号に対する皆様の認識とかがいかなものかとか、もしくは政府、国に対して何か質問を行おうとか何かどういったお話になったのか、その辺ちょっと分かりやすくお伝えください。

○議長（坂本敏彦君） 執行部の答弁を求めます。

中嶋税務課長

○税務課長（中嶋啓晴君） その会議で、この空白号のところの協議をいたしたところです。その協議で、決定次第条例を提出すればという話をいたしていたんですけども、最終的には、総務省の通達によってこういった形で条例に溶け込ませてくれという話のことがあったもので、今回私が上程をさせていただきました。

以上です。

○議長（坂本敏彦君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（坂本敏彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（坂本敏彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第3号「専決処分の承認について（和水町税条例の一部を改正する条例）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（坂本敏彦君） 起立多数です。

したがって、承認第3号は承認することに決定をいたしました。

日程第15 承認第4号 専決処分の承認について

（和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（坂本敏彦君） 日程第15、承認第4号「専決処分の承認について（和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

中嶋税務課長

○税務課長（中嶋啓晴君） 承認第4号「専決処分の承認について」、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年4月23日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

今回の専決処分は、地方自治法等の一部を改正する法律、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令は令和8年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることとなるため、条例の改正を行う必要があります。和水町健康保険、国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和8年4月1日付で専決処分を行ったものです。

3ページ下段の附則を御覧ください。

施行期日、第1条、この条例は、令和8年4月1日から施行する。適用区分、第2条、この条例による改正後の和水町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

主な改正内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。

次ページ、新旧対照表1ページを御覧ください。

課税額、第2条第1項第1号及び第4号につきましては、新たに子ども・子育て支援法の規定により、国民健康保険税から子ども・子育て支援納付金として拠出する法改正がなされました。

2ページを御覧ください。

第2条第2項では、国民健康保険税に係る基礎課税限度額を66万円から67万円へ改正するものです。同条第5項では、子ども・子育て支援納付金の課税額に係る限度額を3万円とするものです。

3ページ中段を御覧ください。

国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、第9条の3では、所得割額を100分の0.27、第9条の4では、均等割を1,389円、第9条の5では、18歳以上の被保

険者の均等割を68円追加する条例をそれぞれ改正をいたしております。

1 ページ飛ばして、5 ページをお願いいたします。

国民健康保険税の減額、第23条第1項第1号カ、子ども・子育て支援納付金の均等割7割軽減の額を972円、18歳以上の被保険者の均等割7割軽減の額を47円としております。第2号、軽減措置を行う際の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得算定において、被保険者の数に乗ずべき金額30万5,000円を31万円に引き上げております。

5 ページ下段のカ、子ども・子育て支援納付金の均等割5割軽減の額を694円、18歳以上の被保険者の均等割5割軽減の額を34円としております。

6 ページを御覧ください。

同項第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を56万円から57万円に引き上げる改正をしております。中段のカ、子ども・子育て支援納付金の均等割2割軽減の額を277円、18歳以上の被保険者の均等割2割軽減の額を13円としております。

その下、第2項では、未就学児世帯の均等割、7ページになりますけれども、アが7割、イが5割、ウが2割、エが一般世帯ですが、それぞれ5割軽減する子ども・子育て支援納付金の減額を追加しております。

7 ページ下段から8 ページにかけては、出産被保険者や18歳未満の被保険者の減額規定の改正を行っております。

9 ページから最終15ページまでは、第9条の3項、これは子ども・子育て納付金100分の2、0.27の所得割に関するものですけれども、それぞれ第9条の3項を追加する改正を行っております。

以上で、承認第4号「専決処分の承認について」の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂本敏彦君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（坂本敏彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（坂本敏彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第4号「専決処分の承認について（和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（坂本敏彦君） 起立多数です。

したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

日程第16 承認第5号 専決処分の承認について

(令和7年度和水町一般会計補正予算(第11号))

○議長(坂本敏彦君) 日程第16、承認第5号「専決処分の承認について(令和7年度和水町一般会計補正予算(第11号))」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

坂口総務課長

○総務課長(坂口圭介君) ただいま議題となりました承認第5号「専決処分の承認について」、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年4月23日提出、和水町長 石原佳幸でございます。

それでは、補正予算書の2ページを御覧ください。

令和7年度和水町の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,632万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億3,335万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和8年3月31日専決、和水町長 石原佳幸でございます。

この専決処分につきましては、ふるさと応援寄附金の増額に伴う補正となります。令和7年度におきましては21億8,000万を見込んでおりましたが、見込み額よりも増額となりますので、専決処分により予算の確保をいたしております。

まず、歳入を説明いたします。

7ページを御覧ください。

18款1項1目寄附金を5,632万7,000円増額いたします。これは先ほど申し上げましたとおり、ふるさと応援寄附金の増額に伴う補正となります。

次に、歳出を説明いたします。

8ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、6目の企画費を、歳入予算と同額の5,632万7,000円を追加いたします。これは、ふるさと応援寄附金の増額分の全てを基金積立金として充てるものになります。

以上で、承認第5号「専決処分の承認について(令和7年度和水町一般会計補正予算(第11号))」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(坂本敏彦君) これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（坂本敏彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（坂本敏彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第5号「専決処分の承認について（令和7年度和水町一般会計補正予算（第11号））」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（坂本敏彦君） 起立多数です。

したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

日程第17 同意第2号 監査委員の選任について

○議長（坂本敏彦君） 日程第17、同意第2号「監査委員の選任について」を議題とします。

本件については、地方自治法第117条の規定によって、白木議員の退場を求めます。

それでは本案について、提案理由の説明を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 同意第2号「和水町監査委員の選任について」、御説明申し上げます。

和水町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は和水町岩191番地6、氏名は白木淳氏、生年月日は昭和51年3月21日生まれでございます。

令和8年4月23日提出、和水町長 石原佳幸。

提案理由でございます。監査委員を選任するときは、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

補足を申し上げます。

議員のうちから選任されます監査委員白木淳氏は、これまで議会議員として2期8年の実績を有し、現在も3期目として町政の発展に御尽力をいただいているところであります。また、過去において4年間にわたり監査委員としての職務を適切に遂行された実績を有しており、本町の財務運営及び行政全般に対する深い理解と優れた識見を備えておられます。

これらの経験と実績を踏まえ、公正かつ的確な監査の実施が十分に期待できるものと判断し、引き続き監査委員として選任したく、議会の同意を求めるものです。何とぞ御承認いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（坂本敏彦君） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（坂本敏彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(坂本敏彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第2号「和水町監査委員の選任について」は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(坂本敏彦君) 起立多数です。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

白木議員の入場を求めます。

日程第18 議員派遣の件

○議長(坂本敏彦君) 日程第18「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件について、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(坂本敏彦君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後3時29分

再開 午後3時29分

○議長(坂本敏彦君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

お手元に配付の議事日程第1号の追加のとおり、これを日程に追加し、議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(坂本敏彦君) 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1「閉会中の継続審査について」を追加することに決定しました。失礼しました。継続調査についてを追加することに決定しました。

追加日程第1 閉会中の継続調査について

○議長(坂本敏彦君) 追加日程第1、「閉会中の継続調査について」を議題とします。

会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査申出一覧表のとおり、各委員長より閉会中の継続調査の申出が提出されました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（坂本敏彦君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（坂本敏彦君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

御起立ください。

令和8年第2回和水町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（お疲れさまでした）

閉会 午後3時31分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和 水 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員